



### 市の景観計画のテーマ

『「あたりまえの美」を再発見  
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡』

【この景観を後世に残そう】  
今ある景観を後世に引き継いでいくためには、住んでいる人たちにとって「あたりまえ」の景観の価値を、みんなで発見・共有し、日々の暮らしの中で守り、育て、生かしていくことが重要です。  
市は、良好な景観資源を守り育てる取組を推進するため、「小郡市景観計画」を平成29年に策定しました。同計画を基に「小郡市景観条例」が平成30年3月に公布され、7月1日から施行されます。  
景観計画の中で、特徴ある景観をもつ5つの地区などを、「景観形成重点地区」に指定しました。それぞれの特徴をご紹介します。

## 小郡市の特徴的景観(景観形成重点地区)



桜の馬場の桜並木



旅籠油屋

■松崎地区  
松崎地区は、江戸時代から薩摩街道の宿場町として栄えた、およそ350年の歴史を持つ集落です。  
旅籠油屋などの歴史的建造物が残り、各時代の歴史的な雰囲気を感じることができます。  
また、松崎宿から旧松崎城につながる大手筋であった桜馬場には山桜が立ち並び、四季の移ろいを感じさせてくれます。

## History

### ■丘の上住宅地区

市の北西部に位置する「希みが丘」「美鈴が丘」は、周囲の田園や緑とともに、特徴ある景観を作り出しています。

また、「三国が丘」では、駅周辺の利便性の高さを生かし、商業・業務施設や中高層マンションなどが立地。「美鈴の杜」では、平坦な地形に戸建住宅が集積し、「あすみ」は最も新しく開発された住宅団地として地区ごとに特色ある街並みを形成しています。



希みが丘



美鈴が丘



三国が丘



あすみ

# 小郡市の景観

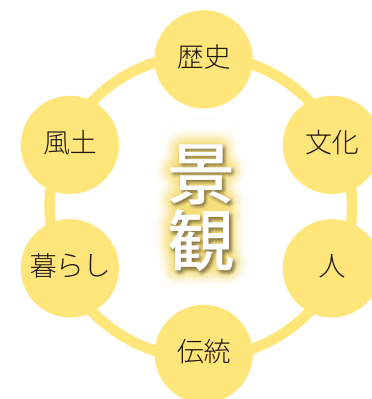
人と自然と歴史が織り成す、癒しのまち

美しい景観を後世に残すためにどうすればいいかを考えます。



### 【日常にある風景】

「景観」とは、私たちを取り巻く環境の見え方、「景色、眺め、風景」のことです。地域における自然環境や田園風景、歴史、文化などをもとに、人々のさまざまな営みが積み重なってつくられています。遠くの風景だけではなく、朝起きて窓から眺める風景や、学校・職場へ向かう途中の「あたりまえ」の風景、観る人の心に残るものすべてが景観と言えます。



### 【景観が生む効果】

良好な景観形成を進めていくことは、自分たちの住むまちの環境を見つめなおし、まちづくりに取り組むことです。  
景観形成によって、私たち住民の地域に対する愛着や満足度の向上、地域の魅力や個性の創出、観光交流人口の増加、資産価値の向上など、さまざまな側面で波及効果が望めます。

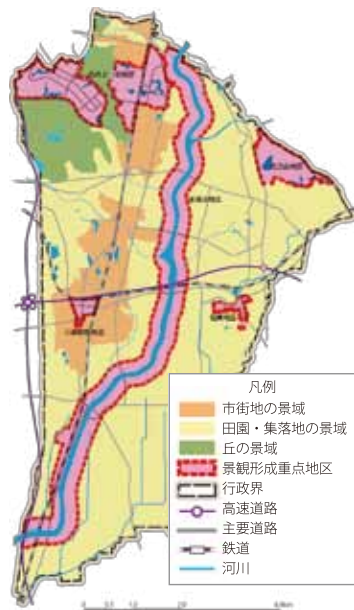
## 届出が必要な区域と地域区分

問合せ先 都市計画課 ☎72-2111 (内線352)

7月以降は、一定規模以上の建築、工作物の建設、開発行為などを行う場合は、あらかじめ市に届出が必要となります。市全体でまとまりを持った魅力ある景観を形成するために、届出が必要な区域(景観計画区域)は小郡市全域とします。そして、市域を地形や自然、土地利用のまとまりを踏まえた3つの「景域」に区分しています。

また、市の景観形成に今後重要な役割を持つ5つの地区を「景観形成重点地区」に指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいきます。

|          |           |                                            |
|----------|-----------|--------------------------------------------|
| 景域       | 市街地の景域    | 住宅、商店、公共施設などの土地利用がなされている地域                 |
|          | 田園・集落地の景域 | 市の大部分を占める田園と集落が織り成す地域                      |
|          | 丘の景域      | 北西部に現存する緑あふれる丘陵地域                          |
| 景観形成重点地区 | 小郡駅前地区    | 市の玄関口。賑わいの創出と歴史的建築物の保全が求められる               |
|          | 丘の上住宅地区   | 閑静でゆとりある住環境を形成                             |
|          | 松崎地区      | 旧薩摩街道の名残ある集落で、歴史的資源の保全と、それに調和した景観づくりが求められる |
|          | 宝満川地区     | 河川沿岸の保全と親水空間としての活用が求められる                   |
|          | 花立山地区     | 緑豊かな景観の保全が求められる                            |



西鉄小郡駅前

(右上) 旧小郡村役場、(右中段) 祇園神社、  
(右下) 平田家住宅



西鉄小郡駅と甘鉄小郡駅があり、交通結節点の役割を担います。  
また、商業、生活、文化の中心としての顔となる重要な地区です。  
一方で、市街地に隣り合う場所には、社寺や歴史的建造物が残り、時代の積み重ねを感じることができます。

### 小郡駅前地区

## City

宝満川は、筑後川水系で県内最長の支流です。北から南に流れ、市の中央を貫流する川で、潤いのある豊かな景観を形成するとともに、周辺の生産機能に大きく寄与し、また多様な動植物の生地として大きな役割を果たしています。  
宝満川の東側には広大な田園地帯が広がっており、季節ごとに移り変わる田園の景観は市の代表的な風景となっています。

### 宝満川地区



#### 【提出図書】

届出書、  
図面、  
写真など

#### 【提出部数】

正副2部

#### 【提出先】

都市計画課  
(西別館2階)

※様式は、窓口、または市のホームページからダウンロードできます  
※可能な限り窓口で事前相談を行ってください

## 届出の方法と届出が必要な行為

| 届出が必要な行為                                         |                               | 対象規模                                     |                                                         |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                                  |                               | 市街地の景域                                   | 田園・集落地の景域                                               |
|                                                  |                               | 小郡駅前地区<br>【賑わい景観創出地区】                    | 丘の景域                                                    |
| 建築物                                              | 新築、増築、改築または移転                 | 建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が500㎡以上または高さが10m以上のもの | 規模に関わらず全てのもの                                            |
|                                                  | 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更 | 上記の建築物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの  | 規模に関わらず全てのもの                                            |
| 工作物                                              | 新築、増築、改築または移転                 | 塔状工作物                                    | 行為に係る工作物の高さが10m以上のもの<br>【景観形成重点地区以外では、電柱を除く(無彩色のものに限る)】 |
|                                                  |                               | 製造施設、貯蔵施設<br>処理施設、遊戯施設<br>太陽光発電設備など      | 行為に係る工作物の高さが10m以上<br>または築造面積が500㎡以上のもの                  |
|                                                  |                               | 垣、柵、塀、擁壁                                 | 行為に係る工作物の高さが5m以上のもの                                     |
|                                                  | 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更 | 上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの  | 規模に関わらず全てのもの                                            |
| (3) 都市計画法に基づく開発行為                                |                               | 行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの                | 行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの                               |
| (4) 土地の開墾、土石の採取、<br>鉱物の掘採その他の土地の<br>形質の変更        |                               | 行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの                | 行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの                               |
| (5) 外観照明<br>夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明 |                               | 届出対象建築物または届出対象工作物の外観について照射する照明           |                                                         |



❶❷ 麓をピンク色に染める、  
桜並木が美しい春の風景

作：渡邊幸夫

花立山は、市の東部に位置し、筑紫平野の中央に位置する市唯一の里山です。遠くから花立山を眺めると、周囲の農地と一体となった姿は美しく、市を代表する景観となっています。  
また頂上からは、筑前、肥前、筑後の広範囲の地域を見渡すことができます。

### 花立山地区

❸ 花立山  
山頂から  
望む背振山